

令和8年5月19日

保護者の皆様

大津市立瀬田小学校
校長 杉江 薫

非常変災時における対応について（重要）

■ 「特別警報」 および台風等 「暴風（を含む）警報」 の場合

- ① 午前7時現在、滋賀県全域、滋賀県南部、近江南部に、「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」および「暴風（を含む）警報」が発令中の場合は、臨時休業とします。
- ② 「終業時刻の切り上げ」とする場合は、テトル配信します。（児童の登校後、「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」および「暴風を含む警報」が発令された場合は、状況に応じ適切な指導のうえ帰宅させますので、ご家庭で対応をお願いします。給食を食べずに帰宅する場合もありますので、ご了解ください。）
- ③ 上記の警報発令前であっても、発令が必至と判断される場合には、臨時休業および始業時刻の繰り下げ、終業時刻の切り上げ措置をとる場合があります。その場合には、テトル配信します。

■ その他の警報等（大雨、洪水、大雪等）の場合

- ・ 学校は休みにはなりません。気象情報や報道等にご注意ください。
- ・ 状況により、「始業時刻の繰り下げ、終業時刻の切り上げ」とする場合は、テトル配信します。

■ 緊急時における下校の体制について

区分	下校方法	状況	保護者への連絡
A	・ 保護者または保護者が指定した代理者に引き渡す ・ 引き渡し場所は状況に応じて、運動場か教室にて行う	・ 大地震等大規模自然災害 ・ 学校周辺での凶悪犯罪 ・ 下校時の危険が高い場合	・ テトル配信 ・ 電話連絡
B	・ 町別（又は方面別）集団下校 ・ 教師の引率	・ 大雨・暴風警報発令 ・ 学校周辺での不審者出没情報 ・ 下校時に不安がある場合	・ テトル配信

- 急に臨時休業になった翌日については、学校からテトル配信等の特別な連絡がない限り、時間割（週予定）通りの学習準備で登校させてください。